

一般廃棄物処理業許可証

申請日		令和7年9月16日
許可または許可更新の理由		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定による
許可番号		帯清掃許可第151号
住 所		帯広市西24条北4丁目5番地4
氏 名		株式会社北海道エコシス 代表取締役 鍛冶 彰男
事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬（ただし、下記⑥については運搬に限る）
	取り扱う一般廃棄物の種類	①事業系一般廃棄物（汚泥・汚水・多量の抜根等を除く） ②浄化槽清掃に伴う汚泥・処理水 ③一般家庭生活に伴って生じる汚泥 ④便槽等の洗浄水 ⑤一般家庭から排出される一時多量排出ごみ （引っ越し、遺品整理、草刈り等に伴って生じるものに限る） ⑥し尿
営業所の所在地及び名称		帯広市西24条北4丁目5番地4 株式会社北海道エコシス
許可期限		令和9年9月30日
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		帯広市全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	①⑤ 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター ②③④⑥ 十勝圏複合事務組合 十勝川浄化センター
	その他	関連法令等を遵守すること
許可または許可更新の日		令和7年9月25日

帯広市長 米沢 則寿



※この許可証は電子印影を使用しています。